

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費
 その他社会保障施策に要する経費

（歳入）地方消費税交付金 860,000 千円
 （地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の115第２項の規定により，人口に応じて按分して交付を受ける額）

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 14,842,398 千円
 （うち一般財源） 8,072,468 千円

○社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

事業名		予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他
社会福祉	社会福祉費	1,933,497	1,347,357	0	31,900	59,000	495,240
	高齢者福祉費	369,719	10,503	0	65,103	31,300	262,813
	児童福祉費	6,180,664	3,515,870	15,000	204,272	260,600	2,184,922
	生活保護費	893,551	662,175	0	1	24,600	206,775
	地方公務員共済組合負担金 (基礎年金拠出金及び育児休業手当 金に係るものに限る)	166,417	0	0	0	17,700	148,717
	小計	9,543,848	5,535,905	15,000	301,276	393,200	3,298,467
社会保険	国民健康保険事業	827,137	396,750	0	0	45,900	384,487
	後期高齢者医療	1,321,194	189,462	0	0	120,600	1,011,132
	介護保険事業	1,331,969	10,102	0	0	140,800	1,181,067
	小計	3,480,300	596,314	0	0	307,300	2,576,686
保健衛生	医療福祉費	636,218	196,123	0	49,997	41,600	348,498
	保健衛生費	561,413	9,268	3,700	62,347	51,800	434,298
	病院事業交付金	620,619	0	0	0	66,100	554,519
	小計	1,818,250	205,391	3,700	112,344	159,500	1,337,315
合計		14,842,398	6,337,610	18,700	413,620	860,000	7,212,468